

新しい雇用のかたち、見つけませんか？

令和7年度 青森市障害者短期職場実習事業助成金 (略称:障がい者インターンシップ助成金) のお知らせ

**障がいのある方の短期職場実習(インターンシップ等)を
実施する事業者へ、助成金を交付します！**

対 象

下記のいずれかに該当する、青森市内に就業場所がある事業者

- ①現在、障がいのある方を雇用していない
- ②障がいのある方を雇用しているが、法定雇用率未達成

裏面も
ご覧ください

※他にも対象となる事業者の要件がありますので、詳しくはお問合せください。

助成額

短期職場実習生の受入人数と実習日数に応じて、

現在、障がいのある方を雇用していない事業者の場合、

人数 × 日数 × **5,000円**

障がいのある方を雇用しているが、法定雇用率未達成の事業者の場合、

人数 × 日数 × **3,000円**

(いずれも受入人数3人、実習日数10日を限度とします。)

例えば・・・

現在、障がいのある方を雇用していない企業が
障がいのある方の実習を3人、10日間受け入れた場合、

3人 × 10日間 × 5,000円 = **150,000円**

合計最大
15万円
助成

申 請 方 法

事前にご相談の上、申請書を下記申込先まで提出して下さい。

※予算がなくなり次第終了します。

ご相談・申込

青森市 経済部 経済政策課

〒030-0801

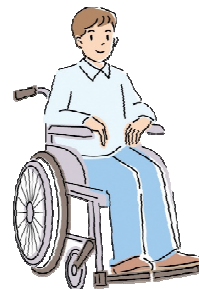
青森市新町一丁目3番7号

青森市役所駅前庁舎(アウガ)3階

TEL: 017-734-2402

FAX: 017-734-5126

メール: keizai-seisaku@city.aomori.aomori.jp



本助成金の詳細は、青森市公式ホームページをご覧ください。
申請書(様式)のダウンロードも可能です。

青森市 障がい者 実習 助成金

検索

➤ 対象事業者の要件

(1) どちらか当てはまる方にチェックしてください。

- ☐ 障がいのある方を雇用していない。
- ☐ 障がいのある方を雇用しているが法定雇用率未達成の事業所である。

(2) 下記要件は必須事項です。当てはまるかチェックしてください。

- ☐ 青森市内に事業所がある。
- ☐ 雇用保険に加入している。
- ☐ 市税に未納がない。

➤ 実施の流れ

- ① 短期職場実習の内容や日数について相談
- ② 青森市へ「申請書」を提出
(事業実施の10日前まで厳守)
- ③ 交付決定通知が青森市から送付される
- ④ 短期職場実習事業実施
- ⑤ 青森市へ「実績報告書」を提出
- ⑥ 交付金額確定通知・助成金交付

➤ 申請手続きに必要な書類等

- ☐ 申請書(様式第1号)
- ☐ 実習計画書(様式第2号)
- ☐ 障害者手帳の写し
- ☐ 市税に係る納税証明書または
市税の納付状況の確認に係る同意書

※実績報告時に実習の実施状況が分かる出勤簿、
実習日誌等の写しが必要となります

➤ Q&A

Q. 障害者法定雇用率とはなんですか？

A. 事業主は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一定割合に相当する数以上の障がいのある方を雇用しなければならないこととされています。

※法定雇用障害者数＝企業全体の常用雇用者数×2.5%(法定雇用率)

Q. 短期職場実習を行ったら、必ず雇用しなければならないのですか？

A. あくまでも実習ですので、雇用義務はありません。

法定雇用率は
段階的に引き上げられます。
令和6年4月から 2.5%
令和8年7月から 2.7%

Q. 短期職場実習を行う際、他に利用できる助成制度はありますか？

A. 青森県では、実習生1人につき日額1,800円の委託料に加え、実習にかかる傷害保険等の保険料が支払われる「障害者短期職場実習制度」を実施しています。実習にあたっては、県の制度との併用をお勧めします。